

3. 2 電子図書館と契約

東京大学附属図書館総務課長
星野雅英

電子図書館に対するイメージ、電子図書館の中身を概観し、電子図書館の最大の中身である電子ジャーナルを中心に、普及の背景、コンソーシアムへの取り組み、価格問題、予算確保、契約等について話したい。

1. 電子図書館とは

1) 電子図書館に対するイメージ先行

- a) 電子図書館＝図書館の全資料の電子化＝「図書館はいらない」 (全くの空論?)
- b) 図書館が図書・雑誌、様々な資料を電子化 (とても無理・全くの無駄?)
- c) 図書館が雑誌を共同で電子化 (これも無理?)
- d) 貴重資料を電子化し広く公開 (全ては無理?)
 - 一部を電子化 (多くは、電気紙芝居、案内程度?)

<結果等>

多くは、発行元が冊子と電子化を同時に行い、電子化したもののサービス形態は、

1枚のCD-ROM/独自のオンラインシステム (ID管理)

→ 複数枚のCD-ROM (→ハードディスクにコピー)

→ Webシステム (IPアドレス管理)

のように変化。

2) 電子図書館システムの検討

- ・電子図書館システムへの取組が活発に (平成8年頃から)
 - Webでの情報提供が一般化
 - 「電子図書館システム」を論じる必要がなくなった。
- ・電子図書館の中身が問題となっていた。

3) 電子図書館の中身

- ・二次資料 (索引類) (CD-ROMも一部残っているが、Webへ移行中)
- ・物理・化学・経済統計等々のデータ集
- ・電子ジャーナル
- ・e-Book (「青空文庫」/netLibrary等々)
等々

2. 電子ジャーナルの普及

1) 背景

a) 外国雑誌の高騰化

- ・雑誌の選定と経費の負担：先生方に強く依存
- ・経費削減（これ以上増やせない）
 - 雑誌の購入が大幅に削減 <見たい雑誌が見られない>

b) 雑誌を幅広く、安定的に確保（図書館の長年の願望）

c) 出版社の電子ジャーナルの発信が進む（平成10年頃）

- ・電子ジャーナルの普及が本格化（平成14年）

2) コンソーシアムへの取り組み

a) 国立大学図書館協議会：電子ジャーナル・タスクフォースを設置（平成2年9月）

- ・コンソーシアムを形成（参加は自由）

Elsevier (Academic Press含む), Wiley, Springer, Blackwell, Kluwer等

- ・交渉内容

より良い提供条件の獲得、より良い価格モデルの構築

バックファイルへのアクセス拡大（より多く、無料で）

永久アクセス権の確保（N I I との連携、アーカイブ・ミラーサーバ等の確保）

→ 最終的には、個々の大学が出版社等と交渉し、価格を決定することになる

（タスクフォースは、全般的なことのみ）

- ・2005年以降の契約が難航中

（「価格維持＝キャンセルができない＝永久的な値上げ」の問題につきる）

b) 私立大学図書館協会

c) 医図協・薬図協

3. 電子ジャーナルの価格問題

1) 電子ジャーナルに対するスタンスの違い

a) 出版社

- ・電子ジャーナルの提供に伴って、冊子のキャンセルは避けられないが、その分は電子ジャーナルの値上げでカバーしたい。

b) 先生方

- ・電子ジャーナルが読めるのであれば、重要度の低い冊子は削減したい。
- ・冊子を早くやめた方が得？

（→ 図書館としては、冊子のキャンセルを防がねばならない。）

c) 図書館

- ・冊子の減少を電子ジャーナルで補いたい。
- ・コンソーシアムを組んで、少ない負担で、より多くを確保したい。
- ・冊子のキャンセルが、電子ジャーナルの値上げに繋がることは避けたい。

d) 代理店

- ・（冊子と違って）代理店が必要ないとなると収入減に繋がる？
- ・代理店が電子ジャーナルを販売したい。

e) 他人まかせの図書館員

- ・コンソーシアムに参加すると、電子ジャーナルがただ同然で、しかも購入していないものをたくさん見ることができるはずだ。（→ もはや、幻想でしかない）
- ・タスクフォースで、個々の大学の事情を考え、値引き交渉等までやって欲しい。
（→ 不可能。「自館のことは自館で！」が原則）

2) 電子ジャーナルの価格は一体いくらか

a) (従来からの) 冊子の価格

1 誌毎の価格/各大学とも同じ価格

b) 電子ジャーナル価格

(1) 個々のタイトルアクセス 1

- A. 電子ジャーナルの価格：無料（実質的に冊子価格に含まれる）
- B. 電子ジャーナルの価格：個々のジャーナル価格の10～90%前後
○ 大学規模、利用頻度によって価格が異なる。

(2) 全タイトルアクセス 1

- C. 電子ジャーナルの価格：ある年の購読冊子総価格の5～20%前後
- D. 電子ジャーナルの価格：ある年の冊子総価格の80～95%前後
冊子の価格：個々のジャーナル価格の10～25%前後
- E. 電子ジャーナルの価格：大学規模による価格（3～4に区分）

(3) 分野別タイトルアクセス

- F. 電子ジャーナルの価格：大学規模による価格（3～4に区分）

(4) クロスアクセス（参加大学購読全タイトルアクセス）

- G. 電子ジャーナルの価格：ある年の冊子総価格の0～5%

*C～Dのほとんどは、冊子をキャンセル（値上げ分を除く程度）しないことが条件となる。（→ このキャンセルできないことが大問題である）

3) 電子ジャーナル価格の問題

- ・C～Gのタイプは、

a) 電子ジャーナルをベースにした出版社単位での価格体系（D）は、

冊子のキャンセル効果がほとんどないこと、「データベース」と同様、
all or nothing の世界に入っていくことを意味する。

- b) しかも、電子ジャーナル+冊子の価格のベースは、契約前年の冊子の購読に強く依存して、しかも、キャンセルすれば電子ジャーナル価格の値上げに繋がるような体系であるため、a)と同様、all or nothingの世界に入っていくことを意味する。

4) データベースの価格

- ・大学の規模
- ・利用実績
- ・同時アクセス数
- ・分野別
- *コンソーシアム価格

4. 電子ジャーナル経費の負担の枠組みをどう作るか

1) 発想の転換が必要

- ・「冊子をベース」の時代は終わった。
(将来「個々のタイトルベース」へ戻らざるを得ない時期が来るかも知れないが)
→ 学内にもそれを納得してもらう必要がある。

2) 「全学で、購読の決定と経費の確保」が必要

- ・電子ジャーナルの経費は、冊子購読維持（冊子をキャンセルしないこと）が条件となっているので、全学の合意がないと不可能
- ・冊子が大幅にキャンセルされたら、補填は誰がするか決めなければならない。
- ・購読の決定
 - a) どの出版社とするか
 - b) どのジャーナルとするか
- ・経費の確保（経費負担方法の決定）
- ・長期契約（長期的に確保できると同時に負担できるような契約）

3) 経費確保（経費負担方法）の例

- a) 文部科学省予算を充当
- b) 学内共通予算（学長裁量経費、間接経費）の確保
- c) 冊子を削減しないよう要請（キャンセルした場合数10%を徴収）
- d) 大手出版社の冊子経費（の数10%）を共通経費化
- e) 利用実績に応じて負担額を徴収
- f) 教官数に応じて（固定）負担額を徴収

*これらの組み合わせ

→ 全学・学部・学科・教官単位で、経費負担方法を決めておかないと（決めていても）、共通経費のみではいずれ立ちゆかなくなる！！

4) 学内からであるであろう様々な意見

- ・全タイトル（／データベースを）導入しても実際は利用が少ないのではないかな。
- ・全タイトル（／全分野）ではなく利用の多いものだけ導入すればよい。
- ・利用したい人が、個人で導入すれば、結局は安いのではないかな。
- ・冊子分を負担しているのに、電子ジャーナル分も負担しなければならないのか。
- ・ほとんど使わないのに共通経費であってもそれを取られるのはおかしい。
- ・利用実績といっても、負担方法は適切な方法かどうか。
- ・利用実績に基づく負担方法は正確か（妥当なのか）。
- ・利用実績というと、学生の利用を制限することになるのではないかな。
- ・そもそも電子ジャーナルやデータベースの価格は適切なのかな。

5) 経費負担が困難な場合

- ・各大学の可能な範囲に限定
- ・全タイトルアクセスすることに拘らない
- ・契約内容の見直し
 - a) 対象の出版社を減少
 - b) 冊子購読の電子ジャーナルに限定
 - ・非購読のものは、バックナンバーも含めて、有料で
＜全タイトルが見られるのは、「たまたま運が良かっただけ」？＞
 - c) 無料の電子ジャーナルに限定
 - ・最新のものだけを、無料で
 - ・バックナンバーは、ILLか、有料で論文単位で入手
 - d) 電子ジャーナルを導入しない
 - ・ILLか有料で論文単位で入手

5. 契約の実際

1) 図書館資料の契約の特殊性

- a) 物品の購入
図書、雑誌、CD-ROM等
- b) 役務契約
データベース、電子ジャーナルの使用許諾を得る契約
(アクセス権のみで、所有権はない。ただ、契約後の提供は様々)
- c) その混合型 (実は変?)
冊子に電子ジャーナルを含む契約。
(支払い、契約は同じでも、勘定科目、資産計上時に分ける?)
- d) 外国雑誌の特殊性
前年度：予約 → 新年度：契約 → 前金支払い → 精算 (返金)

2) 法人化後の国立大学における契約

- ・口頭でも契約は成立（法人化前の国立大学は「契約書」万能主義）
- ・複数年契約、クレジット払い、書店・月単位の支払い等々OK
（ただし、大学本部等の了解が必要）
- ・年度予算では、複数年分の支払いはできない

3) 契約書の例

4) 電子ジャーナルの契約の留意点

a) 契約パターン

- ・電子ジャーナル込みで冊子として契約
- ・電子ジャーナルで契約（冊子は別契約）

b) 大学単位の契約

<ナショナルコンソーシアム契約は現実的でない>

c) 価格算定方法と妥当性の保証

<特に電子ジャーナルでは、冊子のような定価表がない>

- ・大学の規模／利用実績／同時アクセス数／分野別
- ・冊子キャンセル補填

d) 契約内容

大学毎に異なる契約であること

- ・冊子のキャンセル条項
- ・複数年契約（経理的な契約ではない／契約変更や値引き）

e) 利用方法等の取り決め

契約書や利用規定等で詳細に取り決めしておくこと

- ・利用契約サイトの範囲（大学1サイトか、キャンパス1サイトか）
- ・バックナンバーの利用範囲
- ・契約解除後の利用が可能か否か
- ・ILLへの利用ができるか
- ・来館者の利用が可能か

f) 利用許諾契約

データベース・電子ジャーナルは、外国雑誌と違って「物」を購入するわけではなく、インターネット上の利用許諾を得るものであること

- ・「役務契約」となること。

g) 契約先

- ・外国の出版社との直接契約も可能であること

h) 経費の支払い

- ・代理店への手数料

- ・海外の出版社との直接契約の場合
 - ・外国送金と手数料
 - ・国内口座への送金
 - ・消費税の免除
 - ・非居住者外国法人の所得にかかる源泉徴収の扱い（徴収しない）
- ・関税の免除

6. まとめ

1) 電子ジャーナルは確実に増える。バックナンバーも電子化が進む。

→ 「電子図書館の到来!？」

図書館が大きく変わる可能性がある（施設・サービスと図書館員の役割）

- ・それでも、冊子は必要（なくなる）

2) データベースや電子ジャーナルを確保できるか否かが大きな分かれ目となろう。

3) それにしても、データベース・電子ジャーナルは高い。

いずれ、「データベース」、「電子ジャーナル」の提供、確保の仕方・価格のあり方、等々の問題等を根本から議論せざるを得ない。

4) 契約の仕事は大事

- ・データベース・電子ジャーナルの契約は実は簡単？
- ・将来必ず役に立つ
- ・「外国図書や雑誌を買える」ことは図書館員のキャリアの一つ
- ・会計監査法人の監査をも今後は念頭に置く必要がある